

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎 印

同 弁理士 乙 山 二 郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号

原 告 〇〇〇〇株式会社

同代表者代表取締役 丙 川 三 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号 □□ビル〇階

〇〇法律事務所（送達場所）

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号 □□ビル

〇〇特許事務所

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁理士 乙 山 二 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号

被 告 株 式 会 社 〇 〇 〇 〇
同代表者代表取締役 丁 原 四 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金 〇億〇〇〇〇万〇〇〇〇円

貼用印紙額 金 〇〇万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の〇〇装置を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録記載の〇〇装置を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、〇〇〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、・・・・等を目的とする株式会社であり、・・・・等を製造、販売している。
- (2) 被告は、・・・・等を目的とする株式会社であり、・・・・等を製造、販売している。

2 原告の特許権

- (1) 本件特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」といい、本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」という。）を有している（甲1）。

ア 登録番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇号
イ 発明の名称 〇〇装置
ウ 出願日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
エ 出願番号 特願平〇〇－〇〇〇〇〇〇号
オ 登録日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 本件特許発明

本件特許権の特許請求の範囲請求項1の発明（以下「本件特許発明」という。）は、次のとおりである（甲2）。

「・・・・・する〇〇装置であって、土台下面に嵌着させた弾性材からなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持し、本体内部においては、略L字型に連続する形状の排気室が形成されるとともに、・・・・・ことを特徴とする〇〇装置。」

3 本件特許発明の内容

(1) 背景技術とその技術的課題

本件特許発明の背景技術とその技術的課題について、本件特許公報（甲1）の記載及び関連文献（甲〇，〇の△～△△）に基づいて説明をする。

・・・・・。

(2) 課題の解決方法と本件特許発明の作用効果

・・・・・。

このように、本件特許発明は、〇〇装置の本体部分を、あたかもテーブルの上に載せるようにして床面から離すとともに、テーブルの足に当たる支持脚をゴム等の弾性材で構成し、さらに、・・・・・して防音機能を高めることを可能とする発明である。

4 本件特許発明の構成要件の分説

本件特許発明の構成要件を分説すると、次のとおりである（以下「構成要件 A」などのようにいう。）。

【A】・・・する〇〇装置であって、

【B】土台下面に嵌着させた弾性材からなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持し、

【C】本体内部において、略 L 字型に連続する形状の排気室が形成されるとともに、

【D】・・・

【E】ことを特徴とする〇〇装置。

5 被告の行為

(1) 行為

被告は、平成〇〇年〇〇月ころから現在まで、別紙被告製品目録記載の〇〇装置（以下「被告製品」という。）を、業として、製造し、販売し、又は販売の申出をしている（甲 6～8）。

(2) 被告製品

ア 被告製品の各構成

被告製品の構造は、別紙被告製品説明書に記載のとおりであるが（甲 3～5 参照）、その構成は、次のようなものである。

(ア) 構成 a

・・・

(イ) 構成 b

本体 1 の土台部 10 の下面側にある、深さ約〇〇mm の孔 101 a, 101 b, 101 c, 101 d に、長さ約〇〇mm, 径約〇〇mm の鋼製コイルスプリング 102 a, 102 b, 102 c, 102 d がそれぞれ嵌着され、該コイルスプリングの床面側には、径約〇〇mm の円盤状プレー

ト 103 a, 103 b, 103 c, 103 d が固着されている。

このように、被告製品は、土台下面に嵌着されたコイルスプリングからなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持している。

(ウ) 構成 c

本体 1 の内部に排気室 1 が形成されている。排気室 2 は、排気流入口から土台 1 1 に対し水平方向に向けて延びるよう配置された第 1 導出室 2 1 と、第 1 導出室から土台 1 1 に対し垂直方向に上に向けて延びるよう配置された第 2 導出室 2 2 と、第 2 導出室から土台 1 1 に対し水平方向に向けて排気流出口まで延びるよう配置された第 3 導出室部 2 3 とからなる。

このように、被告製品は、本体内部において、クランク型に連続する形状の排気室が形成されている。

(エ) 構成 d

.....

(オ) 構成 e

被告製品は、上記 a ~ d の構成を有することを特徴とする〇〇装置である。

イ まとめ

以上をまとめると、被告製品の構成は、次のとおりである。

【 a 】する〇〇装置であって、

【 b 】 土台下面に嵌着させたコイルスプリングからなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持し、

【 c 】 本体内部において、クランク型に連続する形状の排気室が形成されるとともに、

【 d 】

【 e 】 ことを特徴とする〇〇装置。

6 本件特許発明と被告製品との対比

以上を前提に、本件特許発明の各構成要件と被告製品の各構成とを対比する。

(1) 構成要件 A

.....

よって、被告製品の構成 a は、本件特許発明の構成要件 A を充足する。

(2) 構成要件 B

本件特許発明の構成要件 B は、

「土台下面に嵌着させた弾性材からなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持し、」であるところ、

被告製品の構成 b は、

「土台下面に嵌着させたコイルスプリングからなる支持脚を介して土台を床面に対して浮かせて支持し、」である。

「コイルスプリング」は「弾性材」の中に含まれるから、被告製品における「コイルスプリングからなる支持脚」は、本件特許発明の「弾性材からなる支持脚」に該当する。なお、本件特許発明の実施例（本件明細書【〇〇〇〇】～【〇〇〇〇】）では、支持脚にゴムを使用しているが、本件特許発明は、支持脚をゴムにする形態に限定したものではない。

よって、被告製品の構成 b は、本件特許発明の構成要件 B を充足する。

(3) 構成要件 C

本件特許発明の構成要件 C は、

「本体内部において、略 L 字型に連続する形状の排気室が形成されるとともに、」であるところ、

被告製品の構成 c は、

「本体内部において、クランク型に連続する形状の排気室が形成されるとともに、」である。

被告製品の第 1～3 導出室で形成される「クランク」型の中には、第 1、

2 導出室で形成される「L」型部分が含まれている。また、被告製品においては、防音機能は、そのすべて又はほとんどすべてが、第1, 2 導出室という構成をとったことから生じており、第3 導出室は、排気流出口を本体側部に設けたことにより配置されたものにすぎず、独自の防音機能を有しているものではない。したがって、第3 導出室は、単なる付加的な構成である。

よって、被告製品の構成 c は、本件特許発明の構成要件 C を充足する。

(4) 構成要件 D

.....

したがって、被告製品の構成 d は、本件特許発明の構成要件 D を充足する。

(5) 構成要件 E

本件特許発明の構成要件 E は、

「ことを特徴とする〇〇装置。」であるところ、

被告製品の構成 e は、

「ことを特徴とする〇〇装置。」である。

上記のとおり、被告製品は、本件特許発明の構成要件 A～D を充足する〇〇装置であるから、被告製品の構成 e は、本件特許発明の構成要件 E を充足する。

よって、被告製品は、本件特許発明の技術的範囲に属する。

7 原告の損害（特許法 102 条 3 項）

(1) 被告の売上高

被告が平成〇〇年〇〇月から現在まで被告製品を販売したことにより得た売上高は、〇〇億円を下らない。

(2) 相当実施料率

本件特許発明の技術分野、被告製品の市場、コスト構造、類似事例、実務慣行にかんがみれば、本件特許発明実施について相当な実施料率は、5%を下るものではない。

(3) 相当実施料

以上から、原告は被告に対して、少なくとも〇〇〇〇万円の損害賠償請求権を有する。

(4) 弁護士費用

本件訴訟追行に当たって相当な弁護士費用は、上記損害賠償請求権の〇〇%である〇〇〇万円が相当である。

第3 結論

よって、原告は、被告に対し、特許法100条1項、2項に基づいて、被告製品の販売等の差止め及び廃棄を、民法709条、特許法102条3項に基づいて、損害賠償金〇〇〇〇万円及びこれに対する不法行為の後の日である本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	正本各1通 副本各1通
3	証拠説明書（1）	正本 1通 副本 1通
4	資格証明書	2通
5	委任状	1通

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 6 | 特定侵害訴訟代理業務試験合格証写し | 1 通 |
| 7 | 訴額計算書 | 1 通 |

(別紙) 被告製品目録〔省略〕

(別紙) 被告製品説明書〔省略〕